

第1条（本規約の趣旨）

本規約は<TOKYU CARD>会員（以下「会員」といいます）に対し、小学生から18歳に到達した日以降最初に到来する3月31日までの者であって会員と生計を共にする家族（以下「ジュニア会員」といいます）がTOKYU CARDジュニアオートチャージを利用する場合の規則を定めたものです。会員は、東急カード株式会社（以下「当社」といいます）が定める<TOKYU CARD>カード会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項に同意し、会員およびジュニア会員（以下「会員等」といいます）は本規約に同意し、株式会社パスモ（以下「パスモ」といいます）が定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則をあわせて遵守し、TOKYU CARD ジュニアオートチャージを利用するものとします。

第2条（用語の定義）

（1）「TOKYU CARD ジュニアオートチャージ」とは、当社が、ジュニア会員に対し、パスモが提供するオートチャージサービスを利用できるようにするサービス（以下「本サービス」といいます）をいいます。

（2）「PASMO」とはパスモが発行する金銭的価値等を記録することができるICカードをいいます。

（3）「オートチャージサービス」とは、記名PASMOの使用者が、PASMO鉄道事業者の改札機による改札を受けて入場する際、および入場処理がされているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受けて出場する際に、PASMO内のバリュー残額が一定金額以下であるときに、オートチャージ設定情報が記録されたPASMOに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージ（以下「オートチャージ」といいます）し、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービスをいいます。

第3条（本サービスの利用条件）

（1）本サービスは、<TOKYU CARD>カード会員規約第1条第1項に定める本人会員であり、当社からクレジットカード利用代金が請求されるクレジットカードを保有している者のみが申込み可能なものとします。

（2）ジュニア会員は、記名PASMO（ジュニア会員が小学生の場合は、小児用PASMO）を所持していることが必要となります。

（3）本サービスの利用期間については、次条第4項に定める手続きが完了した時からジュニア会員が18歳に到達した日以降最初に到来する3月31日までとします。

（4）当社は、本サービスにより会員等に対し新たにクレジットカードは発行いたしません。ただしオートチャージサービス利用代金の支払請求のために、当社はオートチャージサービスの決済用番号として会員が保有しているクレジットカードとは別の番号で管理し、パスモに通知するものとします。

第4条（契約の成立）

（1）会員は、当社が定める<TOKYU CARD>カード会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項および本規約に同意後、本サービスを申込みものとします。また、本サービスへの申込みにより、会員等は、本規約、パスモが定めるPASMO取扱規則、オートチャージサービス取扱規則、個人情報の取扱いに関する同意条項、

PASMOのバリュー使用およびオートチャージ登録情報に関する個人情報の利用・提供についてのパスモへの同意特約について同意したものとします。

(2) 本サービスに関する契約は、当社が会員等に対して必要な審査・手続きを行った後、当社およびパスモが本サービスの利用を認めるときに成立します。

(3) 当社は本サービスに関する契約が成立した場合、本サービスの当社における登録完了を通知する書面を会員へ送付します。

(4) 前項の通知を受けた後、ジュニア会員はパスモから送付される書面に記載された手続きをすることにより本サービスを利用できることとなります。

第5条（年会費）

(1) 本サービスに関する契約が成立した場合、会員は当社に対し所定の本サービスの年会費を支払うものとします。

(2) 本サービスの年会費の支払方法は<TOKYU CARD>カード会員規約第9条に定める代金決済の方法と同様とします。

(3) 既にお支払済みの本サービスの年会費は、本サービスを退会した場合、退会の理由の如何を問わず返却いたしません。

第6条（有効期限）

本サービスの有効期限は、第4条第3項の書面に記載します。本サービスの有効期限が到来し、当社およびパスモが引続き本サービスの利用を承認する場合、有効期限更新の手続き等を記載した書面を会員へ通知します。また、ジュニア会員はオートチャージサービス取扱規則に従い、手続きを行うものとします。

第7条（届出事項の変更）

(1) 会員は、会員またはジュニア会員の氏名、住所、電話番号、指定金融機関口座など届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当社へ届出用紙の提出または電話などの当社所定の方法により変更事項の届出をするものとします。

(2) ジュニア会員は、PASMOに記録された氏名等を改めた場合は、PASMO取扱規則に定める手続きに従い、PASMOの取扱箇所にPASMOを持参の上、申出るものとします。

(3) 前2項の届けがないために本サービスの提供に支障が生じた場合、当社およびパスモは一切責任を負わないものとします。

第8条（ご利用代金の支払方法）

(1) 本サービスのご利用代金の支払方法は1回払いに限るものとし、<TOKYU CARD>カード会員規約第9条に定める代金決済の方法と同様とします。

(2) オートチャージサービスに関わるオートチャージの実行判定金額等はパスモが定めるオートチャージサービス取扱規則によるものとします。

(3) 当社は、オートチャージサービス取扱規則に基づいて、本サービスのご利用代金を会員に対して請求するものとし、会員は、理由の如何を問わず当社への支払義務を免れないものとします。

(4) 会員は、会員等の故意または過失により本サービス以外に当社に対して支払債務が発生した場合、この債務について当社への支払い義務は免れないものとします。

(5) 本サービスにおける利用代金の明細は会員が保有しているクレジットカードの利用代金明細書に含まれて記載される場合があります。

第9条（PASMOの紛失）

(1) PASMOを紛失した場合、ジュニア会員は、オートチャージサービス取扱規則に従い、所定の申請書の提出等の手続きを行うものとします。

(2) 前項の手続きを行わなかった場合、および紛失したPASMOの再発行整理票発行日におけるオートチャージや払いもどし、バリューの使用等で生じた損害については、当社はその責を負いません。

第10条（本サービスの退会）

(1) 会員またはジュニア会員は、当社へ退会届けの提出、または電話による申出など当社所定の方法による届出の手続き、およびオートチャージサービス取扱規則に従い所定の申請書の提出等の手続きをすることにより、本サービスを退会することができます。

(2) 第3条第3項に規定する本サービスの利用期間が満了した場合は、本サービスは退会となります。

(3) 会員が以下の各号に該当する場合は、本サービスは退会となります。

- ①<TOKYU CARD>カード会員規約第15条または第16条に基づき会員資格を喪失した場合
- ②本規約のいずれかに違反した場合
- ③当社またはパスモへの届出内容に虚偽があった場合

(4) ジュニア会員が以下の各号に該当する場合は、本サービスは退会となります。

- ①オートチャージサービス取扱規則の会員の退会事由に該当した場合（第1項の手続きによる場合を除く）
- ②本規約のいずれかに違反した場合
- ③当社またはパスモへの届出内容に虚偽があった場合

(5) 会員は、前各項により本サービスを退会した後も、<TOKYU CARD>カード会員規約および本規約に基づき本サービスによる支払金などの当社に対して負担する一切の債務について、<TOKYU CARD>カード会員規約の定めに従い支払の責めを負うものとします。なお、前各項による退会手続きがすべて完了するまでは、オートチャージの利用が可能となる場合があり、その利用についても会員は支払の責めを負うものとします。

(6) 本サービスの退会またはオートチャージサービスの退会による会員またはジュニア会員の損害に対し、当社およびパスモはその責めを負いません。

第 11 条（本サービスの変更、追加、廃止、停止）

当社は、会員等の承諾を受けることなく、本サービスの内容の変更、追加、廃止を行うことができるものとします。この場合、当社は会員に対し書面または電子メールにて通知するものとします。

第 12 条（禁止事項）

会員またはジュニア会員は、本サービスの利用にあたり以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① 犯罪行為もしくは犯罪に結びつく行為またはそのおそれのある行為
- ② 公序良俗に反する行為
- ③ P A S M O の番号を不正に利用する行為
- ④ 当社またはパスモに対して虚偽の申告、届出を行う行為
- ⑤ 会員またはジュニア会員の資格を第三者に譲渡する行為
- ⑥ 本サービスの運営を妨害する行為または当社もしくはパスモの信用を毀損する行為
- ⑦ その他当社またはパスモが不適切と判断する行為

第 13 条（本サービスにおける個人情報の取得・利用・提供）

(1) 当社は、本サービスの提供にあたり会員から以下の情報（以下「個人情報」といいます）を取得するものとします。

・会員が本サービスへの会員登録を申し込んだ際に所定の書類に記載したジュニア会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、利用する P A S M O の番号

(2) 当社は取得した個人情報について以下の目的に利用します。

- ① 本サービスを提供するため
- ② 当社の宣伝物・印刷物の送付などの営業案内、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発に利用するため
- ③ 当社以外の宣伝物・印刷物の送付などの営業案内、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発を外部から受託して行うため

(3) 会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合またはそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関などに個人情報を提供することに同意します。

第 14 条（規約の変更等）

(1) 本規約の一部もしくは全てを変更する場合には、当社ホームページ (<https://www.topcard.co.jp>) での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせいたします。お知らせした後に会員等が本サービスをご利用された場合は、会員等が変更内容を承諾したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

(2) 本規約に定めのない事項は<T O K Y U C A R D>カード会員規約、個人情報の取扱いに関する同意事項、パスモが定める P A S M O 取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則によるものとし、本規約と<T O K Y

U CARD>カード会員規約、個人情報の取扱いに関する同意事項、PASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則が重複する規定については、本規約が優先されます。

第15条（専属的合意管轄裁判所）

本サービスに関し会員またはジュニア会員と当社またはパスモとの間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての会員またはジュニア会員の個人情報に関するお問合せや、利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、当社の下記窓口までお願いいたします。

●お客様相談室

〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー

ナビダイヤル 0570-026-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

（東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725